

特定事業所集中減算の 適正な適用について

木更津市 福祉部 介護保険課



割合の計算を誤っていた主な原因

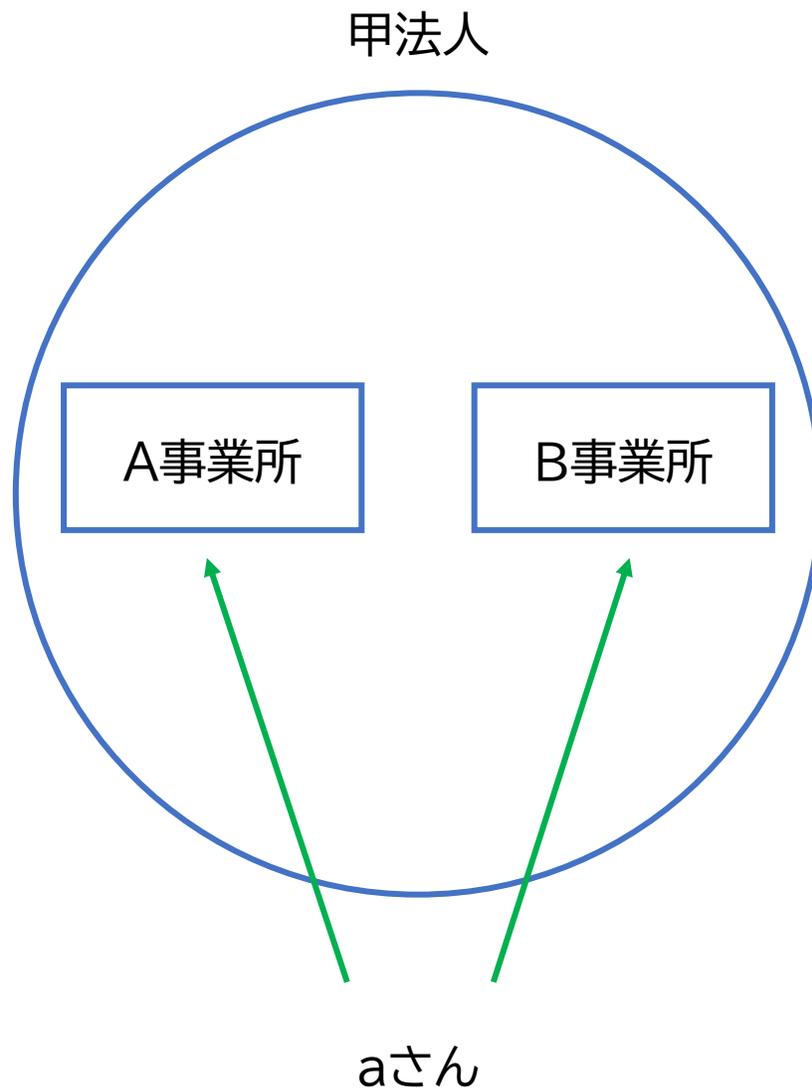
1. 訪問介護サービス等を位置付けた計画数(分母)を過大に集計していた
2. 訪問介護サービス等に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数(分子)を過小に集計していた

会計検査院が行った実地検査の結果、19 市区等の26 事業所において、特定事業所集中減算の適用を誤っていた事態が見受けられました。

割合の計算方法について、改めて確認してみましょう！



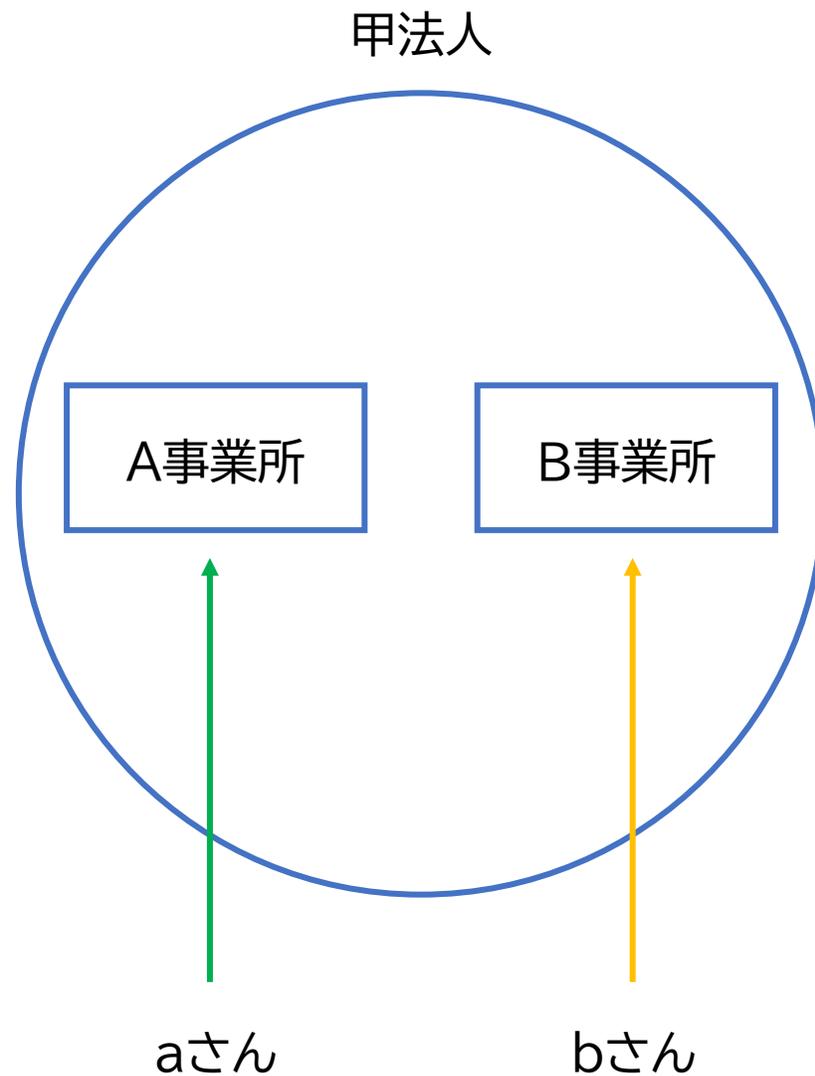
事例1



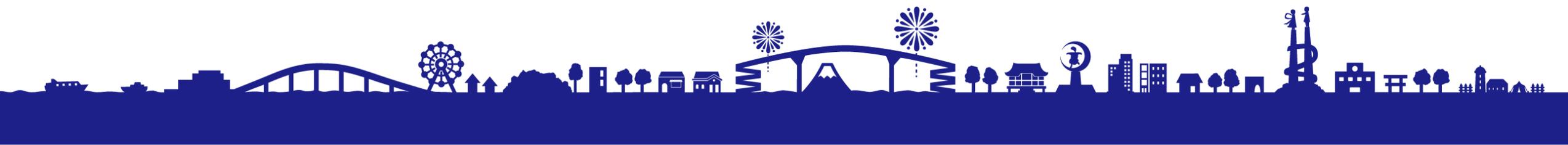
甲法人 1件



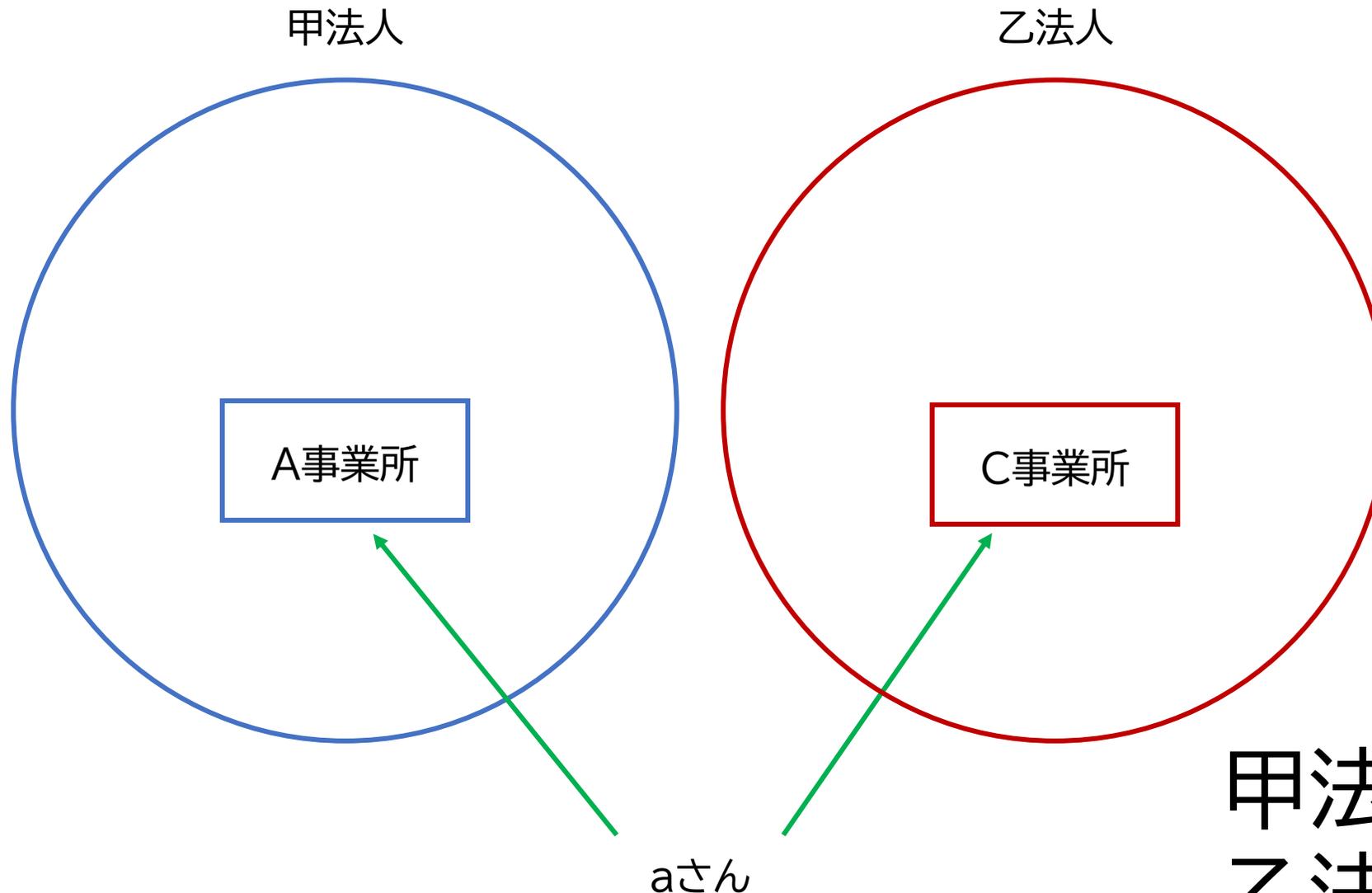
事例2



甲法人 2件



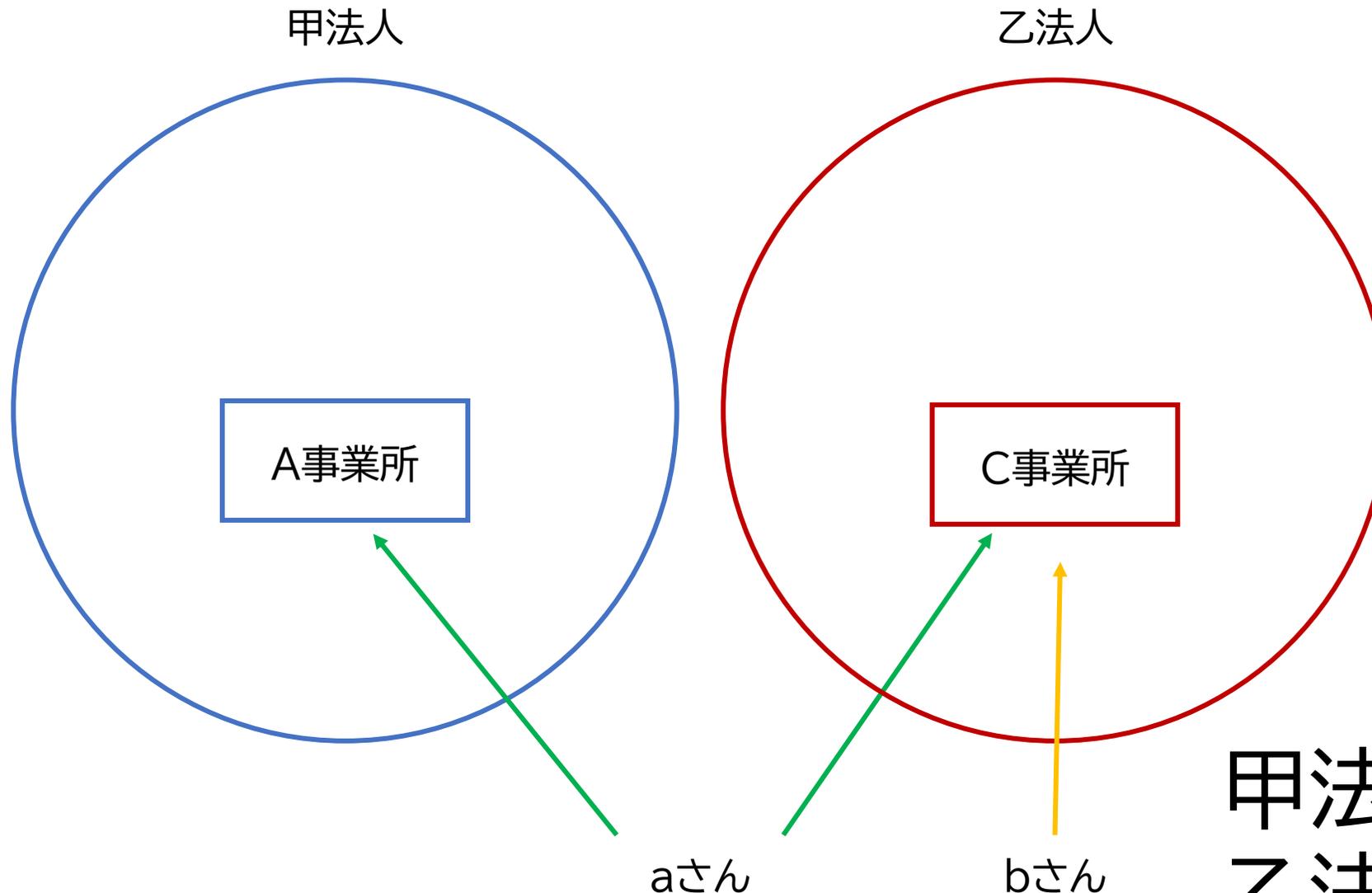
事例3



甲法人 1件
乙法人 1件



事例4

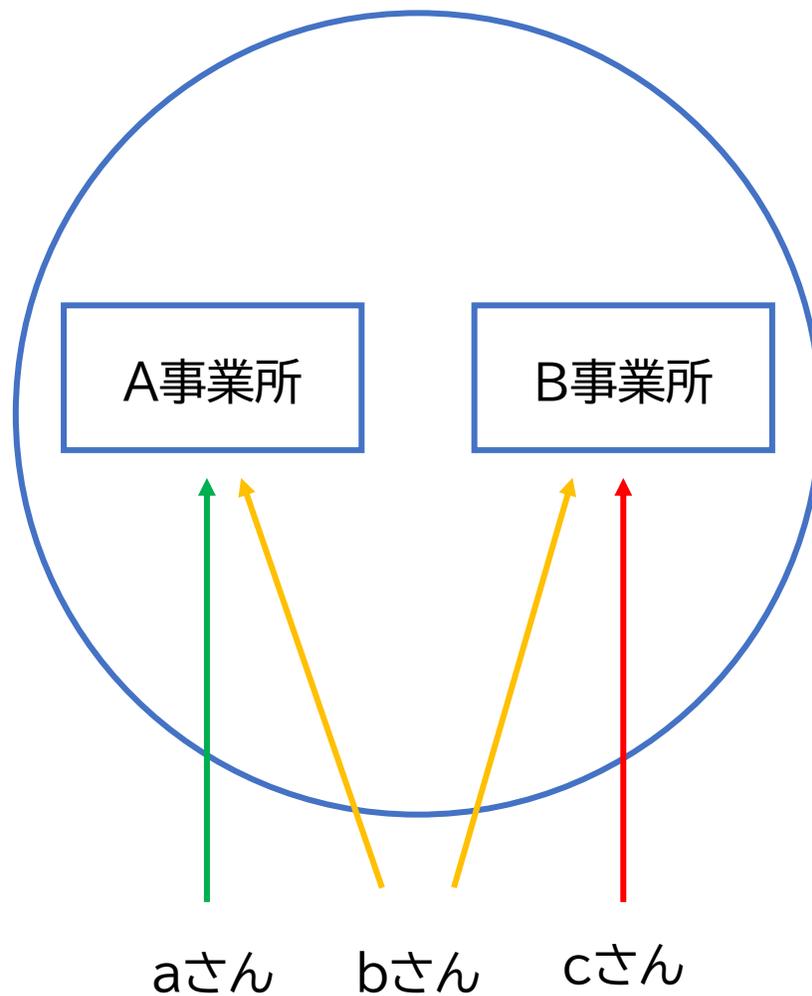


甲法人 1件
乙法人 2件



事例5

甲法人



甲法人 3件



		サービス	法人	事業所	サービス	法人	事業所
1	aさん	訪問介護	甲法人	A事業所			
2	bさん	訪問介護	乙法人	C事業所			
3	cさん	訪問介護	甲法人	B事業所			
4	dさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	甲法人	B事業所
5	eさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	乙法人	C事業所
6	fさん	訪問型サービス	甲法人	A事業所			
7	gさん	通所介護	丙法人	D事業所			
8	hさん	訪問介護	甲法人	A事業所			



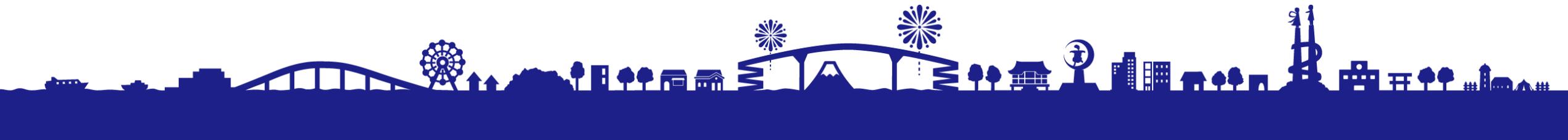
居宅サービス計画の
総数 7件

		サービス	法人	事業所	サー		
1	aさん	訪問介護	甲法人	A事業所			
2	bさん	訪問介護	乙法人	C事業所			
3	cさん	訪問介護	甲法人	B事業所			
4	dさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	甲法人	B事業所
5	eさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	乙法人	C事業所
6	fさん	訪問型サービス	甲法人	A事業所			
7	gさん	通所介護	丙法人	D事業所			
8	hさん	訪問介護	甲法人	A事業所			



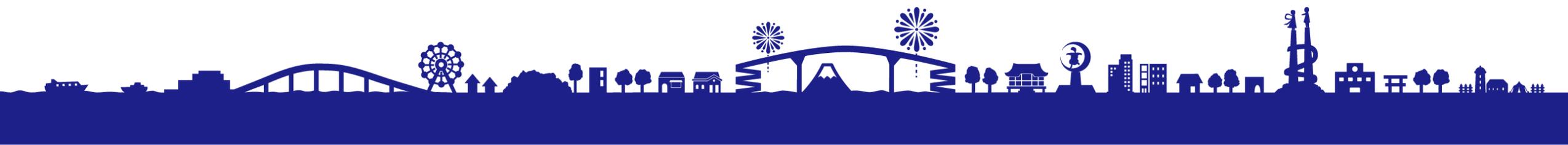
訪問介護計画を位置
付けた総数 6件

		サービス	法人	事業所	サー		
1	aさん	訪問介護	甲法人	A事業所			
2	bさん	訪問介護	乙法人	C事業所			
3	cさん	訪問介護	甲法人	B事業所			
4	dさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	甲法人	B事業所
5	eさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	乙法人	C事業所
6	fさん	訪問型サービス	甲法人	A事業所			
7	gさん	通所介護	丙法人	D事業所			
8	hさん	訪問介護	甲法人	A事業所			



		サービス	法人	事業所	サー		
1	aさん	訪問介護	甲法人	A事業所			
2	bさん	訪問介護	乙法人	C事業所			
3	cさん	訪問介護	甲法人	B事業所			
4	dさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	甲法人	B事業所
5	eさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	乙法人	C事業所
6	fさん	訪問型サービス	甲法人	A事業所			
7	gさん	通所介護	丙法人	D事業所			
8	hさん	訪問介護	甲法人	A事業所			

甲法人 5件



		サービス	法人	事業所	サー		
1	aさん	訪問介護	甲法人	A事業所			
2	bさん	訪問介護	乙法人	C事業所			
3	cさん	訪問介護	甲法人	B事業所			
4	dさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	甲法人	B事業所
5	eさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	乙法人	C事業所
6	fさん	訪問型サービス	甲法人	A事業所			
7	gさん	通所介護	丙法人	D事業所			
8	hさん	訪問介護	甲法人	A事業所			

乙法人 2件



		サービス	法人	事業所	サー		
1	aさん	訪問介護	甲法人	A事業所			
2	bさん	訪問介護	乙法人	C事業所			
3	cさん	訪問介護	甲法人	B事業所			
4	dさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	甲法人	B事業所
5	eさん	訪問介護	甲法人	A事業所	訪問介護	乙法人	C事業所
6	fさん	訪問型サービス	甲法人	A事業所			
7	gさん	通所介護	丙法人	D事業所			
8	hさん	訪問介護	甲法人	A事業所			

甲法人
→紹介率最高法人



特定事業所集中減算算定表の書き方

判定期間	令和 6 年度	該当に○ をする	○	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	
				後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
判定期間における居宅サービス計画の総数					7	7	7	7	7	7	42	
訪問介護	① 訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数				6	6	6	6	6	6	36	
	② ①のうち紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数				5	5	5	5	5	5	30	
	③ 割合(②÷①×100) ※小数点第1位まで表示										83.4%	
	紹介率 最高法人	法人名称	甲法人									
		法人所在地	千葉県××市○○○○									
代表者氏名		■■ ■■										
事業所名称		A事業所、B事業所										
③の割合が80%を超えている場合であって正当な理由があるときは、別紙「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準」を参照のうえ、該当の番号を記載し、必要に応じて添付書類を提出してください。										正当な理由の番号:	(2)	



【特定事業所集中減算算定表に関する留意事項】

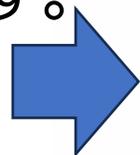
1. 居宅サービス計画数の数に関わらず、作成する必要があります。
2. 計算の対象サービスは、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与です。
3. 通所介護と地域密着型通所介護を合わせて割合を算出する場合には、「通所介護等」欄を使用してください。
4. 80%を超えているサービスがある場合は、「正当な理由」の有無に関わらず市に、特定事業所集中減算算定表を提出する必要があります。
※80%を超えるサービスがない場合は、当該書類は各事業所において5年間保存する必要があります。
5. 80%を超えているサービスがあり、「正当な理由と認めるもの」に当てはまる場合は、算定表に正当な理由を確認できる資料を併せて提出する必要があります。



集団指導へご参加いただき ありがとうございました。

受講報告を回答フォーム「Logoフォーム」から
事業所(サービス)ごとに行ってください。

3月17日(月曜)までに、回答をお願いします。
こちらのQRコードからアクセスできます。



受講報告の回答をもって、
出席確認とさせていただきます。

市ホームページの集団指導の資料掲載ページからもアクセスできます。

